

むつ市議会第202回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成21年11月27日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【懲罰特別委員長報告、質疑、討論、採決】

第4 新谷泰造議員に対する懲罰動議

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第85号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第86号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案質疑、討論、採決】

第8 議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第9 議案第85号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第86号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案一括上程、提案理由説明】

第11 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

第13 議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例

第14 議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

第15 議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第16 議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第17 議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例

第18 議案第94号 指定管理者の指定について

(川内第1牧野外1施設)

第19 議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について

第20 議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

第21 議案第97号 下北地域広域行政事務組合格約の変更について

第22 議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

第23 議案第99号 市道路線の認定について

第24 議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について

- 第25 議案第101号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第102号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第27 議案第103号 平成21年度むつ市一般会計補正予算
- 第28 議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第29 議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算
- 第30 報告第 31号 平成20年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第31 報告第 32号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第32 報告第 33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊夫
24番	村	川	壽	司	25番	高	岡	幸	夫也
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	

欠席議員（1人）

13番	佐	々	木	隆	徳
-----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三		教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫		代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員会 委員 会長	佐	々	木	鉄	郎	農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水		公 管 理 出 納 室 長	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇		企 画 部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人		保 健 福 祉 長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久		建 設 部 長	太	田	信	輝	
選挙 管理 委員会 事務 局長	大	芦	清	重		監 査 委 員 長	齋	藤		純	
教育部長	佐	藤	節	雄		公 企 業 局 長	佐	藤	純	一	

川内片舎長
 協野野所 沢長
 企財調 画整 部政監
 民生 部長
 民副 生理 部事物長
 副 策課
 企工 画儿ギ 部一長
 対 策課
 経農 林水 部産長
 課
 総 務 部課幹
 主
 総 務 部課查
 主 任 主

河野健二
 片山 元
 下山 雄
 新谷 幸
 奥島 一
 高橋 聖
 室館 光
 吉田 真
 角本 力

大畑片舎長
 総務課 部事長
 副 務課
 企副 画理 部事長
 企 画課
 民副 生理 部事策長
 環 境対
 農委 員局 業会長
 事 務局
 企 画 部長
 財 政課
 経農 濟 部林課幹
 水 産主
 総 務 部課查
 主 任 主

柳谷正尚
 松尾秀一
 伊藤道郎
 山田邦夫
 吉田 薫
 石野了
 畑中 誠
 澁田 剛

事務局職員出席者

事務局 長
 総括主幹
 主 事

工藤昌志
 柳田 諭
 井戸向 秀明

次 長
 主 査

澤谷松夫
 石田隆司

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第202回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりであります。ご了承願います。

次に、本日この後、農事組合法人みなみ農園開発に対する指定管理者の指定取消しについて及び脇野沢赤坂地区における不法投棄について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、むつ市議会第201回定例会において懲罰特別委員会に付託いたしました事件の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、11月20日、懲罰特別委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布し

てありますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番工藤孝夫議員及び24番村川壽司議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの20日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの20日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） まず、むつ市営牧野の指定管理者として、農事組合法人みなみ農園開発を指定しておりましたが、平成21年11月30日限りで、当該指定管理者の指定を取り消すこととしました

ので、その概要をご報告いたします。

本年9月に発覚したみなみ農園開発における現金着服事件について、市は10月1日にみなみ農園開発代表理事から事件の報告及び経理事務改善計画の提出を受けております。

市では、これらを確認及び検討し、10月13日付で指定管理業務の改善勧告を行っております。

この勧告に対し、みなみ農園開発から市へ10月22日付で回答書が提出されております。

この回答書の中で、被害額の一部について補てんするという内容が記載されておりますが、11月16日に市が調査したところ、いまだに履行していないことを確認しております。

また、今後の被害額に対する補てん策等の具体的計画が全く示されないことから、これ以上の指定管理業務の継続は不可能と判断した次第であります。

このことにつきましては、平成19年4月1日に締結しましたむつ市営牧野の指定管理に関する基本協定の第42条第1項第2号及び第3号に規定する指定管理者の指定の取消し事項に該当することから、11月30日限りで、みなみ農園開発に対する指定管理者の指定を取り消すこととし、11月19日付で通知及び公表をしております。

また、年度途中の指定管理者の指定取消しでありますことから、基本協定第45条第1項の規定により既に支払い済みの指定管理料のうち残りの期間を日割り計算により算出した額に係る返還金及び同条第2項の規定により違約金を請求することになりますので、同日みなみ農園開発に対し通知しております。

現在、宮後牧野、名子牧野及び金谷沢牧野の3牧野は既に夏季の放牧期間が終了し、閉牧しております。残る永下牧野は畜舎において預託牛を飼養管理しておりますが、今後の市営牧野の管理、運営等を継続するため、12月1日から翌年3月

31日までの間は、市直営として実施してまいる所存であります。

なお、平成22年度以降の施設の管理、運営体制等につきましては、早急に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る8月28日開会のむつ市議会第201回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、環境調査についてであります。去る6月2日に実施した水質調査のうちダイオキシン類の結果につきましては、調査したすべての地点において環境基準または排水基準に適合しております。

また、去る8月4日、9月1日及び10月5日に実施しております環境調査についてであります。ダイオキシン類も含めた調査項目は、すべての調査地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

次に、不法投棄現場内に貯留している浸透水の外部への流出を防止するための浸透水対策事業につきましては、去る8月20日に着工し、鋼矢板による遮水壁の構築及び遮水シートによるキャッピングの工事を現在進めておまして、今月30日に完了する予定となっております。

また、去る10月6日付で廃棄物撤去事業の実施設計に係る業務委託契約を締結しております。この実施設計に基づき撤去事業を進め、原状回復を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 公害対策に関することの

うち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります、8月28日に開会されましたむつ市議会第201回定例会以降11月26日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました河川等水質検査資料のとおりであります、資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての河川において基準値を満たしております。

次に、資料2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります、これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、明神川においてのD OとB O Dの値が基準値を満たしておりませんでした。他の河川は、いずれも基準値を満たしております。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で公害の発生状況、河川の水質検査についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、平成21年8月28日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成21年8月28日に青森県とともに独立行政法人日本原子力研究開発

機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、ことし2月5日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が2本ふえております。これは、管理区域内における保守管理作業に伴い、綿手袋、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成21年8月28日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、J R東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成21年8月から平成21年10月までの3カ月間では、規制日数は3日で、規制本数は12本、運休は10本でございました。

次に、要望活動につきましては、去る11月9日、J R東日本盛岡支社において、青森県新幹線建設促進期成会、青森県鉄道整備促進期成会、青森県及び青森県議会の合同による要望が行われ、両期成会の役員として市長が出席しております。

この中で、大湊線の拡充及び利用促進を図るため、東北新幹線全線開業に合わせた新青森駅から下北方面への直通列車の新設の実現、新型リゾートトレインの運行頻度に配慮するなどの運行の充実について、また強風による大湊線の運休、遅延等の対策といたしまして、防風柵の設置による恒久的な強風対策の実施、運休時等における利用者に配慮した速やかな代替輸送の確保と周知、さらには青森、八戸方面への直通列車の増便、野辺地駅での待ち合わせ時間の短縮等について要望しております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります、去る11月4日から5日

にかけて、東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対し、下北半島振興促進連絡協議会及び下北半島縦貫道路早期実現促進協議会が合同で下北半島縦貫道路の整備促進及び国道279号の国直轄移管について要望しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、農事組合法人みなみ農園開発に対する指定管理者の指定取消しについての報告に対する質疑を行います。次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、農事組合法人みなみ農園開発に対する指定管理者の指定取消しについての報告に対し、質疑ありませんか。26番齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 2点ほど質疑させていただきます。

1点目は、指定管理の残り期間を日割り計算により算出する額と違約金を請求するというふうになっていますが、金額は幾らなのか。そして、この違約金が支払われない場合の行政側の対応をどのように考えているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

この金額につきましては、この後審議していただきます報告第33号のほうにも関連がございますけれども、まず返還金でございますが、817万

4,000円、それから違約金が123万3,000円となります。

次に、これらの返還金、違約金が支払われなかった場合の措置でございますが、これにつきましては、法的措置も視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） わかりました。法的な措置ということですが、具体的にどういうことでしょうか。そして、その措置を講ずる期日の期限日はいつと考えているのかお知らせください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1つは、債務の確認になるかと思えます。具体的にどういう手法によるかは今後検討してまいりたいと考えてございます。

その期日につきましても、これからの動向を見ながら検討してまいりたいという考えでございます。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） 動向ということはどういうことでしょうか、お知らせください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 支払いがどのような状況で行われるのか、これを見守ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 私も何点かお尋ねさせていただきます。

まず最初に、前回も同じお尋ねをしたのですが、この着服した理事は、今どうなっているのでしょうか。まだやめていないものかどうか、そこを教えてくださいたいと思います。

そして、まだそのお金が返されていないということで、それはどういう理由でそういうことにな

っているのか、どこまでそこを調査したのか、その調査の中身を教えてくださいたいと思います。前回の市長の答弁だと、何か代表理事が私財をなげうってまでも返還したいというふうに、かなり我々を安心させるような表現をしていたのですが、実態がこういう状況ですので、そういう私財を結局なげうつことはしなかったということで理解しているのか、そこの中身を教えてくださいたいと思います。

そして、委託している業務ですけれども、その業務がきちりなされていたものかどうか、ちょっとそこが不安になったのです。宮後とか名子とか金谷沢の3牧野は既に放牧期間が終了しているとかと言ったのですが、実際やっていた業務は、本当にしっかりやられていたのかどうか。結局お金がないから、えさもろくにやらないで牛を飼育していたものかどうか、そこのところをどのように調査したのかというのも確認させてもらいたいし、今永下牧野はまだ管理継続中なので、その永下牧野なんかもどのような状況で管理していたものか、その状況をお知らせしてもらいたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、不祥事を起こした理事はどうなっているのかというお尋ねでございますが、これは法人内部の問題でございます、市のほうで具体的な措置について言及することはできません。ただ、現状では、まだ在籍のままではないかと考えております。

それから、2点目の返還されていない理由でございますが、この不祥事に係るお金につきましては、これも法人内での事件でございます、その当該理事から法人のほうへの返還ということにな

ると思うのですが、それはその方のいろんな事情によって、まだ返還は行われていないということでございます。

それから、3点目の代表理事の補てんでございますが、これにつきましても、代表理事はそれなりにいろいろな資金確保に動いていたようでございますが、残念ながら市に約束した期日までにそれがかなわなかったというふうに伺ってございます。

それから、4点目の業務は適正になされていたかという点につきましては、この指定管理施設の中で、牧野で預託を受けております牛につきましては、定期的に健康診断等も実施してございます。そういった意味から、その健康診断をしております獣医師等から、ちょっと栄養が足りないとか、変だとかという点のご指摘はございませんでしたので、適切に飼養管理はされていたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） この理事がまだ在籍だということ自体がかなり異常な法人であるということは指摘させていただきたいと思います。

それと、まだ返還をされていないということについては、それは法人の中の問題であるけれども、その被害額については先ほど私が言ったように、代表理事が私財をなげうってまでもきちっと対応すると、だから今後とも指定管理はやるというふうな前回の市長の答弁だったのです。ところが、そういうことがなされるふうもないということであれば、先ほど返還金が817万4,000円、あと違約金が123万3,000円、こういう金額をたとえ請求したとしても、結局この法人自体が、例えば財産がほとんどないという状況であるから、この着服した金額の穴埋めもできない、そういう法人なのではないでしょうか、市長。だから、そういう意

味ではかなり貸し倒れといえますか、不良債務というか、結局もう取れない金額になるのではないかなと私は心配するのです。ここのところの確かさというのはどのように考えていますか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目の資金回収にどういふような動きをしたかということでございます。これはあくまでも私どもはその関係する理事、代表者を含めた方々からお話を伺うことしかできないわけですが、代表理事は市に回答書を送付した後に、各方面にわたって資金確保に動いたという事実はございます。ただ、それが先ほど申しましたとおり、残念ながら期日までに補てんがされなかったということでございます。

それから、今後の推移につきましては、先ほども斉藤議員にお答え申しましたけれども、推移を見ながら専門家と相談して、どういふような対処ができるのか検討してまいりたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） いわゆるこの返還金、違約金、私はこれを回収するのはかなり困難かなというふうな雰囲気を感じております。であるならば、もしそういう場合、これだれが最終的に責任をとるのですか。そのこのところ、最後に確認させていただきます。このお金を回収できなかった場合の最終責任はどこでどうなされるのですか。そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどからお話をしておりますように、法的措置を念頭に入れながら、しっかりとそれを積み上げて対応していきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。16番千賀武由議員。

○16番（千賀武由） 先ほど市長の報告を受けたわけですが、回収できない場合、この法

人の役職員、理事等もいると思います。そういう責任ある役職員が責任を持って最終的には確実に補てんをしなければならないと私は思うのですが、そういう対応といえますか、話し合いは相手方とできているのですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先ほどの報告でございましたとおり、市からその返還金と違約金について請求をしております。その支払いにつきましては、先ほどもご答弁いたしておりますが、まずみなみ農園開発に対する請求でございます。みなみ農園開発では、当然千賀議員ご指摘のとおり、役員がございまして、役員の責任という形になるというふうにご覧いただいております。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（千賀武由） それでは、その管理運営費、先ほど言いました817万4,000円、それと違約金の123万3,000円、合計940万7,000円になるわけですが、この返還を求めた場合、市としては一時金で全部返還を求めるのか、分割でその払いを求めるものか、そこら辺をお聞きしたいのですが、もし払える場合です。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お答えいたします。

もう既に納入告知書といえますか、請求書は総額で発送しております。できれば一括でお支払いいただければ一番いいわけなのですが、分割等々の申し出があった場合は、その時点で協議してまいりたいというふうにご覧いただいております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。18番山本留義議員。

○18番（山本留義） ただいまの千賀議員に関連するのですが、このみなみ農園開発に指定管理したのは平成19年から平成21年の3年間で、私の聞いているところによりますと、平成19年度に指定管理を指定したときの組合長並びに理事が変

更されていると伺っています。そういうことからすれば、指定管理を指定するに当たっての審査があったと思うのですけれども、そこでは恐らく私どもの考えでは、その法人が本当に3年間管理できるのか。そして、恐らく理事とかそういう人たちの名前を見ながらでも審査の対象になると思うのです。市では、今指定管理をいろいろさまざましているのですけれども、例えば4月からは、指定管理が5年とか、そういう形で延びた経緯もあります。そういうことからすれば、3年前に当時の法人の理事がかわっていたとするならば、これから指定管理する場面でも、そういうことについては慎重にやはり審査すべきだと思うのですけれども、実際この法人ではこの3年間に代表理事とか、そういう形でかわっているのであれば、そのときに市側としてはどういう話をされ、そういうのがあったのかどうかを含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 山本議員ご指摘のとおり、指定管理期間中に法人の役員は変更されております。ただ、指定管理はあくまでも法人としてののみなみ農園開発と契約してございます。そういったことから、役員の変更があった場合には変更の届け出をしていただきます。

それから、契約期間が3年ということで、その間で特別に市で契約解除するような事態が生じない限りは適切に管理運営されているという判断のもとからこのような形になっているというふうに考えます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） そうすれば、あくまでも法人との契約ということになりますけれども、その法人を指定する場合に、その法人の理事とかそういう人は、失礼な話ですけれども、どなたでもいいということで解釈してよろしいですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会のほうで審査、これは法人等の概要、当然構成員も含めて、それから事業計画、収支計画、これらを含めた形で総合的に判断をして、適切であると認められたものでございます。ですから、法人の構成員の個々の資質についての判断はないというふうに考えます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） わかりました。ただ、今千賀議員に対して、理事等が総合的に賠償をするということで答弁がありました。ではその理事にそういう補償能力があるかどうかまで調べて許可したものと私は解釈するのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 審査の過程では、理事個々の資産までは評価してございません。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） こういう形でいわゆるその回収が困難になるというような状況が今現実のものになってきているわけですけれども、いろんな市の施設が指定管理に移行しています。この場合、これが最初の契約不履行の事例になるわけですが、普通の請負契約といいますが、そういう場合には履行保険があるわけですけれども、履行保険は今かかっていなかったと思うのですが、そのかかっていないことを確認すると同時に、今後こういう事例を未然に防止するために履行保険を導入するというような考えがないのかお尋ねします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 現在は、履行保険というふうなものには入ってございません。いずれの指

定管理者につきましても、入っていないということでございます。それぞれの損害額、赤字額、そういうふうなものが生じた場合には、指定管理者において補てんするという契約になってございます。工事等の場合においては、この履行保険が一般に適用されているというふうな状況にあるわけでございますけれども、この辺については若干研究不足のところもございまして、こういう場合に適用になるのかどうかということについては、今後検討を要するかなというふうに考えております。

それから、連帯保証というふうなこともあるかと思うのですが、それにつきましては、そういう同業者等が補償できるような団体等があればできるかと思うのですけれども、今回の場合は3者応募されたわけで、そういう負担能力、いわゆる連帯保証能力があるかどうかということについても検討を要するかなというふうに思っているところでございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 制度が始まって間もないということもあって、研究不足というふうなことだろうと思うのですけれども、請負工事の場合には当然、以前は恐らく業者間の連帯保証というふうなことだったと、共補償といいますか、そういう感じだったと思うと思います。やはり工事と違って3年間、あるいは今後は5年間というふうなことになるわけで、法人そのものに信頼性を担保する、今のように応募してきて、業者として行政の側がそれを審査して指定管理者を指定するわけですが、その相手方がこういう事態になるということは今後だってあり得るわけです。それを同等の業者とそういう補償関係をというのはなかなか面倒な話だと思うのです。ですから、やはり例えば単年度の管理料を途中で履行できなくなった場合に返還を確実にしていただくということについ

ては、できれば保険を義務づけるというようなことが私は市の支払いした資金を確保しておく、確実に回収するというふうなことではやはりこれが最も重要だろうと思うので、もう一度きちんとした方向性について答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど申し上げましたように、履行保険につきましては今後検討いたしまして、適用できるのかどうか、この辺について保険会社等々聞き合わせてみたいと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。17番 白井二郎議員。

○17番（白井二郎） みなみ農園開発の指定管理者を11月30日で取り消すということでございます。12月1日より市のほうで管理をするということだと思います。そのことについて、当然みなみ農園開発にいろんなものを納入している方がたくさんいらっしゃると思っています。当然市内の業者もいると思います。恐らく役所のほうにも電話が入っていることとっていますが、当然これは指定管理者のほうが責任を持つ話だと私は思います。今940万円という賠償金とかを請求しているわけですが、今、年末で民間企業も大変資金繰りが苦しいわけで、10万円、20万円はまっても大変厳しいわけです。やはり行政といたしましても、指定管理者を与えたという道義的責任を重く受けとめるべきだと私は思います。

そういうわけで、市内の方、また企業の方に、みなみ農園開発のほうでまだ幾ら払っていないのか、またこの計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 白井議員のお尋ねにお答えいたします。

私どものほうでは、この不祥事が発覚してから、具体的に未納等があるのかどうか、これらも含め

て調査させていただきました。その時点でわかりましたのが、まず市内外含めまして、18業者への未納がございました。それから、さらに借り入れた額もございまして、そっちのほうの支払いもまだ完済されていないという状況でございます。

それから、物品納入等の支払いにつきましては、これはやはりあくまでも契約者でありますみなみ農園開発とその物品納入業者の問題であるというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 今18社、市内外含めて18社、また恐らく借り入れということは銀行、金融機関からの借り入れだと思えますが、この金額を公表できないでしょうか。これは、この農事組合法人のほうの借金でございまして、ここで口外できないといえばそれまでですが、ただ先ほど申し上げたとおり、今よく民間企業でも倒産すれば弁護士が入って債権者会議をやって、幾ら幾らと。市のほうで、そこまで責任を持たないよということであればそれまでですが、やはり先ほど申し上げたとおり道義的責任、ただ与えればいいということではだめだと私は思います。いろんな面で指定管理者に安心して納入できる体制をつくるべきだと。ただ、その件はみなみ農園開発の管轄ですと、役所は関係ありませんよということでは、私はちょっと企業のほうもかわいそうだと思います。その辺のところは、今後どのような感じで考えているのか。返せない、これは農事組合法人の問題だからということで部長が言いましたが、重ねてその辺のことを含めてどのように考えていますか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） みなみ農園開発と、それから各業者の方々の商取引につきましては、いろいろな条件等があるかと思えます、その業種、業者によって。これについては、全く我々の知り得

ないこととございまして、そういった意味で、例えば納品はいつまで、支払いは何月締めで何日支払いといったような各個々の業者によっての条件があるかと思えます。そういったことから見ましても、なかなか市がそれに立ち入ることは困難であるというふうに考えます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 十分わかるのです、困難なのは。わかってお尋ねしているわけです。やはり納入されている業者は、指定管理を受けているから安心して、お金が入るからということで、これはこのの方が970万円使い込みしたからこういう結果になっているのは事実でございます。でも、この後ろに役所という大きな後ろ盾があるということも、やはり納める側の気持ちの中の担保にあるわけです。ですから、私が言いたいのは、みなみ農園開発だけでなく、今後当然こういうことが、1回あるということは2回あるということも考えられます。先ほど澤藤議員も言いましたとおり、いろいろな措置を考えるべきだと思っています。

その辺で、最後になりますが、市長は、物品納入業者に対する感じとか、その辺を、年末を控えて大変厳しいので、一言コメントがありましたらよろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今の部長からの答弁に尽きるわけですがけれども、そのところが個々の商取引の中でどのような契約が、また逆にその部分で、例えば20万円、さまざまな商売の中でよく保証金を積みなさいとか、そういうふうなシステムをとっているところもあります。そういうふうな実態がなかなか把握できないところがございませぬ。その部分ではご理解をいただけるのではないかなと。1回あることは2回あるというふうなことのないように、私はただちにこの事案が発生してから各指定管理者のほうには厳しい通達をし

て、こういうふうな事案のないようにということ
で文書を出して、これからも他の団体もひっく
るめまして、十分監視機能を高めていくというふ
うなことをお話しさせていただいております。ご
理解をいただければと思います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2
番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） まず、着服はいつ行われたの
か。

次に、着服時まで、指定管理料2,466万円のう
ち幾ら支払われたのか。その支払われた額のうち、
幾ら着服されたのか。

次に、資産をなげうって補てんするという代表
理事の資産は調べたのか。

以上。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、お尋ねの1点目は、
いつ把握したかということだったと思うのです
が、これは10月1日に事件の報告を受けておりま
す。

それから、指定管理料の二千四百数万円につき
ましては、全額支払い済みでございます。

それから、資産の調査ですけれども、資産の調
査は行っておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） 今全額支払ったと言いました
よね。そうしますと、年度協定契約書によります
と、3期の10月分から3月分の500万円につい
ては、支払い日は10月となっておりますけれども、
なぜ10月にもかかわらず、この500万円を支払
ったのですか。

それから、報告を受けたのではなくて、着服は
いつなされたのか。9月なのか、6月なのか、そ
の辺よろしく願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、指定管理料の支払
いの関係でございますが、10月に支払いしてござ
います。ただ、これは事件の報告を受けました後
にきっちりと対処するという回答をいただいたこ
と、それから既に預託されている牛がいるという
ことで、この部分の管理は適切にやらなければな
らないと。そういった部分から、その費用は支出
したということでございます。

それから、事件発覚でございますが、平成20年
度からスタートしたようでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） そうすると、10月1日に報告
を受けて、それで着服がわかった後に管理上必要
だから500万円支払ったと。そうすれば、その報
告書によると、代表理事は500万円補てんする
というから、その分だけでもよかったのではないで
すか。全部500万円支払う必要はなかったのでは
ないですか。その10月16日だったら1カ月でも何
ぼでも分けて、その分だけ支払えば、最低運営は
できたのではないですか。そうすれば、損害が
400万円近くは減るという計算になるのですけれ
ども、その点についてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 指定管理は3月末までと
なっておりますので、その間の契約に基づく支
払いは必要であろうというふうに判断したところ
でございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6
番新谷功議員。

○6番（新谷 功） 私はこの指定管理者制度、い
ろんな角度から考えておったのですけれども、実
はこういうことも十分想定されるのではないかと、
こう思っておったのです。ところで、発注者
側はそういう想定しておったのか。考えておる
ならば、当然指定管理者、法人であろうが、役員
が責任を持つということになろうかと思うので

す。その役員に対しての責任能力というのは資産等が考えられますけれども、そういう調査はしていないと、こういうことですね。この問題はこのみなみ農園開発ばかりでないと思はるのです。

例えば指定管理者を受けたところ等をよく見れば、ただその役員の人数だけが狭まっているところも私は多々あるかと、このように認識しておるわけでございます。

そこで、私が今申し上げたいのは、やはり業務委託、あるいは指定管理者制度もそうですけれども、当然こういうことはこれからは起こらないとも限らない。そうなった場合に、責任はどこにあるのだと、こういう問題に発展していく、あるいはもう司法にゆだねていくと。といってもないものは取れないわけでしょう。だから、そうでなくて、今後のあり方としては、やはり指定管理者を決めるときには、法的にいろいろあるかと思はれますけれども、その責任能力を全うしてもらうためにも、その役員の資産等も今の指定管理の条件に入れられないものかどうか、他の自治体ではそういう例があるかないか。恐らく指定管理者制度を導入するに当たっては、いろいろ調査した経緯があらうかと思はるのです。そしてさらには、先ほど澤藤議員がおっしゃったとおり、履行保険等が可能であるのか、また履行保険を用いている自治体があるものかどうかとも伺っておきたいと思はります。

それで、最後ですが、今のこの市長の行政報告の最後に、こういう事件が発生したと、よって平成22年度以降の施設の管理運営体制につきましては早急に検討していくと。早急ということは、新たに指定管理者を公募するということが私は理解しているのですけれども、それでよろしいかどうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、こういうふうなこと

を想定していたのかどうかと。想定していると、こういうふうなことにはならないわけではございませんので、当然一切こういうふうなことは考えないで……

（「甘いな」の声あり）

○市長（宮下順一郎） そういうふうな疑心も持たずに指定管理をしたわけでございます。そのところに、今新谷功議員から、甘いなというご発言もございましたけれども、そういうふうなところでは、先ほど澤藤議員に担当部長がお答えしましたように、保険だとかそういうもろもろの部分は研究をしていかなければいけないのではないかなと、このように思はります。

平成22年度以降、これは指定管理のみならず、直営なのかもあわせて検討していくというふうなことでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理者の指定に当たって、役員の資産状況を調査すべきということでございますけれども、これはやはり個人情報ということになりますので、公表が義務づけられている公人というふうなわけにはいかないと思はります。他団体等についてどのようにしているか、調査はしておりませんので、他団体等の状況等も調査しながら、よりよい方法があるのであれば改善すべきは改善していきたいというふうに思っております。

履行保険については、先ほど澤藤議員から提案がございましたように、これにつきましては検討研究してまいりたいと思っております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） ありがとうございます。

これは、冒頭にも申し上げましたとおり、みなみ農園開発ばかりの問題ではないと思はるのです。

指定管理者全体にかかわることであろうかと、こう思うわけでありませぬ。そういうことで、他の自治体ではどうやっているかを早急に検討して、こういう制度はすぐさま導入していただきたいと、このように思っています。

以上で終わります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。20番馬場重利議員。

○20番（馬場重利） 報告を見れば、6月2日、それから8月4日、9月1日、10月5日、この4回にわたって水質調査を環境調査含めて実施した、その結果、ダイオキシン類も含めた調査項目、すべての調査地点において環境基準及び排水基準に適合しておったと。この結果だけを見れば、もうそこにはダイオキシンは存在していないというふうに理解していいのかどうかということが1つございます。

もう一つ、去る10月6日付で廃棄物撤去事業の実施設計に係る業務委託契約を締結しておると。これはすぐ撤去作業にかかるのですよという形をとっておるようでありますけれども、このことについて、いつから始めるのか、どれくらいの期間をかけてやるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 馬場議員から2点ほどのお尋ねと思いましたが、まずはダイオキシンはないのかという部分でございます。この水質調査結果については、ダイオキシン、環境基準等を見ますと、それ以下になっているという報告でございます。しかしながら、現実的にはその不法投棄されたごみの中にあります焼却灰というよう

なものについては、一時ここのごみの性状を調査するときに穴を掘ってしまして、その穴に水がたまりました。その水の調査をしたときに、もう大分前になりますけれども、そのダイオキシンが基準を上回る50倍、90倍というものが出てきたということでございます。今回報告してございますのは、このごみのある場所から北のほうの地下水ということはなかなか難しいのですけれども、そういうボーリングしたところの地下水、またその近くの3点の地下水、またその流れています浸出水について調査してございまして、その分については直接的なダイオキシンの流れがないということで報告していると、そういうふうにございます。

2点目の撤去作業の部分でございますけれども、10月6日に実施設計の業務委託をさせていただきます。この部分については、分別搬出撤去工法を選択してございまして、なおかつこの撤去の期間については3カ年というふうなことで仕様を示しております。その中で実施設計にかかっているかと。その報告が1月の末に出てくるのかなと考えています。ですので、それを待ちながら、それを見ながら、成果を見ながら、今後実際撤去する部分について予算化とかに取りかかっていくということで進めている所存でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（馬場重利） 前にダイオキシンが出て大騒ぎしたわけですね。この4回にわたる調査は、その出たところを調査していないのです、今の説明を聞くと。なぜそれを避けたのかということですか。これだけ見れば、ダイオキシンは存在していない。何もここにダイオキシンと書く必要ないです。これ誤解されます。なぜ前にダイオキシンが検出された地点を調査しなかったのか、その理由。

それから、もう一つですけれども、これは不法投棄ですから、撤去が前提になることは私わかり

ます。ただ、もう撤去事業の実施設計の業務委託を締結したと、結果は1月末に出ると。来年度からスタートして3年間でやりますと、こういうことでしょうか。これは、1つお聞きしますけれども、実際にあの地域で何か被害が出てきたのか、あるいはあの地域の住民の方から、何か苦情が来ているのか。迷惑だから早くのけてくれという、そういう声があるのかどうか。

あるいは、今鋼矢板を打って、私は打っているところを見てきました。非常に立派な、いわゆる遮水のための鋼矢板を打っているわけです。これ6,000万円かかるのです。5,000万円でしたか。

(「4,500万」の声あり)

○20番(馬場重利) 4,500万円かけて、今月いっぱいでしょう、工事が終わるのが。来年度から撤去するということになると、鋼矢板の打ち込みの工事が終わって半年もしないうちに今度は撤去にかかる。何のための鋼矢板なのか。

さらに、そのわきに積まれておるホタテ貝殻、かなり高く積んであります。どことどこで投棄したのか、その団体と、いつまでにそれを撤去するという約束になっているのか。私先月でしたか、その現場を見たときに、あのホタテ貝殻が全部撤去されれば、打った鋼矢板が倒れるおそれがあるということで、頑丈な押さえの工事もしているのです。これ果たして来年度からかかるということになると、それまでにあの膨大なホタテ貝殻の撤去ができるのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) まず、迷惑な声が届いているのか、早く撤去しろというふうな声があるのかという部分についてお答えいたしますけれども、なかなかそういうふうな声は聞こえてきません。そこは、やはり馬場議員の底流にある気持ちと、私もそこは共通していると、これは余り言えるも

のでございませぬけれども、できるだけ金をかけたくないというふうな部分、そういうふうな部分は私も共通の認識はしています。しかしながら不法投棄という部分で、それは撤去しなければいけないという、これは大前提があります。そこで、今その実施設計、1月末までごろにはでき上がってくるだろうと。それを見まして、期間がいつからスタートして、そして何年間でやっていくのか、できるだけコストのかからない手法、これを検討して、議会のほうにお諮りをしていく手順と、そういうふうな今考えているところでありませぬ。その意味からして、実施設計が今進んでいるわけですけれども、ただちに来年の春から撤去というふうなことにはなり得ないもので、なかなかこういうふうな財政状況も考えなければいけない。できるだけコストも下げたいと、そういうふうなことを考えておりますので、ただちにと、しかしながらダイオキシン、これがやはり出たという事実がございましたので、その部分では遮水シートを敷いて、雨水が浸出しないような、やはり周りの環境をチェックしていかねばいけないというふうなところでご理解をいただきたいと思ひます。

答弁、そのほかありましたら、担当からお答えいたします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) その他の部分の2点ほどお答えいたします。

まず、ダイオキシンの部分でございませぬけれども、なぜそこを測定しないのか、調査しないのかという部分でございませぬ。先ほど再三答弁したとおり、ごみの性状を調査するときに、そこに穴をあけたと、要は見なければわかりませぬ、またはサンプルをとらなくてはいけないという部分でございませぬので、あけたと。その中にたまった水と話をしました。その後その穴については埋め戻してございませぬ。そこからまたいわゆる危険

物質が出る可能性も考えられますけれども、いずれにしても調査のための穴ということでありましたので、原状に戻したということで、そのためにここについて、継続的な調査はしていないと。しかしながら、当然ダイオキシンについては自然界ではそのまま分解しないと思っております。ですので、残っているだろうと。これについて、では外部にどこから出てくるのだとすれば、今のところ大気ではなくて水、地下水等に浸透する分において測定することによって、そのダイオキシンが外部に出ているかどうかというのが十分わかるのではないかというところからこの地点の調査、継続をしているというところでございます。

2点目の鋼矢板の部分でございますけれども、この鋼矢板は撤去が始まっても撤去はいたしません。この撤去工事中は、当然撤去期間については雨も降りますし、また幾分か浸出する分が、上のがけのほうからも水が出てくるということがありますので、その水がごみのところにたまるということが想定されます。この分を鋼矢板によって遮水するというような役目を果たしますので、撤去工事が始まれば鋼矢板を外すというようなことではなくて、工事期間中は常にこれを鋼矢板で遮水するというような形で役目を果たすとなっております。

その他については、また担当からご説明いたします。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） ホタテ貝殻を搬出した団体でございますけれども、平成5年から平成15年度までは旧脇野沢村で直営でホタテの加工をやっておりましたので、その部分につきましては、平成17年の段階で約500トン残ったものと推測しております。平成16年4月からは、現在の企業組合水産加工センターが実施しておりまして、その後平成20年4月まであそこに搬出しておりま

す。平成20年10月に水産加工センターのほうから報告をいただきました数量でございますけれども、平成20年4月現在の推計が3,865トンであるということでございまして、このうち平成20年度に約1,000トン、それから平成21年度8月までに322トン、合計で1,350トンということで、平成21年10月末で約2,500トンがあそこにあるということで推測しております。

これは、先般の常任委員会の後で、11月19日から20日において、約1,000トンあそこから撤去しております。今年度さらに3月までに500トン程度搬出するというのを組合のほうから聞いております。しかしながら、残念ながら平成22年度まではあその撤去が……

（「今年度中に出すと云ったでしょう」の声あり）

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 平成22年度中には水産加工センターの部分については撤去したいということで伺っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（馬場重利） まずダイオキシンのその調査は、前に穴をあけた部分を調査したと、その結果がこういうことだと。ダイオキシンはなくなっていないでしょうと。私もなくなっているとは思っていません。なくなるものではないのです。ダイオキシンというのは、10年ぐらいですよ、出てきて騒いだのが。それで全部自治体の焼却炉が使えないよということで新しい焼却炉にしたわけです。現在市内の川内地区でも、あるいは脇野沢地区、むつ地区、大畑地区もそうですけれども、旧焼却炉の中はダイオキシンがあるのです。いわゆる各公共施設、学校もそうだし、焼却したわけですから、灰が残っているわけですから、埋まっているわけですから、そこを掘ればダイオキシンが出てくるのです。私は、これは前にも議論しま

したけれども。

私さっき何ですぐやらなければならないのと言ったのは、市長もさっき言ったけれども、そういう豊かな財政事情でないでしょう。これ撤去しなければならないという前提は私もわかる。やらなければならない、これ前提。部長がさっき、来年から3年間でやりますと言ったでしょう。市長は、いや、来年からということではないと言ったでしょう。どうなっているの、そこは。

さらに、ホタテ貝殻ですけれども、1,000トンとか500トンとかと言ってもわからないのです。全部で何トンあそこに積まれているのか。平成22年度中にはやりたいというのでしょうか。やりますではないわけです。平成22年中に、いわゆるホタテの貝殻を撤去しなくても6億何ぼかけて3年間でやるの。撤去の工事にかかるの。部長の話だと、すぐかかると言っているでしょう。今4,500万円かけて鋼矢板、まだ工事終わっていないのだよ。そして春から始めるの。しかも、いわゆる遮水、水が浸透しないようにシートかぶせてキャッピング工事もやります。雨は、あそこを目がけて降るのではないのです。鋼矢板は、四角に四方を囲んでいるわけではないでしょう。あの山のほうに降った雨はどうなるの。浸水してくるでしょう、浸透してくるでしょう。私、そこのところちょっとおかしいのではないかなと思う。もう一度、最後の私の質疑ですから、3回目ですから、部長と市長と合わないよ。どうするの、来年からやるの、やらないの。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 来年からというふうなことでは私は今の段階では考えておりません。これはキャッピング、シートの部分、耐用年数もやはりありますし、そういうふうなところで、できるだけ時間を繰り延べして、できるだけコストのかからない、単年度ではなくて複数年でやっていくと、

そういうふうなつもりでおります。それにしても実施設計というふうな部分、それを受けてからさままま検討を深めていかなければいけないと、このように思います。あくまでもそういうふうなことで、すぐ来年度からということではございません。当然シートの部分、耐用年数もありますし、風が吹いてくると、ちょっと破れるというふうな部分もありますので、それらも考えながら、総合的な判断は後ほど議会のほうにはお示しをさせていただく。その段階で、またご審議をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） キャッピングの雨水の部分でございませけれども、馬場議員おっしゃるとおり、現場は道路から向かいますと、山にがけの面があります。その部分について雨が降れば、当然斜面を伝わった雨水がその現場に入り込むというふうなことも当然我々も考えていますし、今側溝をそこに設置してまして、そのがけの上から来た水を、その側溝に流す。ただし、実際その際の部分においては、幾分か現場のほうに流れ込むのではないかなというところもあります。その量がどれくらいかというのは、私もちょっとその辺わかりませけれども、いずれにしても、全部が全部入るのではないと、現場に入らないと、幾らかは抑制される部分があるだろうと思っております。実際その面積は、今1万1,550平米ぐらいポリエチレンシートを張ってございまして、まず上からの雨水の抑制はほとんどできるのではないかなというふうに考えていますけれども、がけの部分については抑制という言葉だけにとどめさせていただきます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。26番 齊藤孝昭議員。

○26番（齊藤孝昭） 馬場議員の質疑の中にも一部関連するところでありますが、今浸透水を防止す

るための鋼矢板を打っている作業中であります。私は、委員会と別に前にも一般質問でも言ったことがあります。個別にこの問題について調査しながらいろんな問題点を質疑してまいりました。

先ほど出たホタテの貝殻の件であります。私はそれも不法投棄ではないかというふうな話を一般質問でしておりましたが、経済部長は不法投棄でないと、有価物であるため平成21年度中、今年度中に全量を撤去すると。そこに仮置きをするという許可は今年度で切れると、なので間違いなく撤去するというふうな話をしていました。そこで、先ほどの脇野沢庁舎所長の話でいくと、今年度以降も撤去を続けるというふうな話でありましたが、その前に、まずはこのホタテの貝殻の置き場、今工事のために試掘したら、土とまざって層になっています。過去に捨てたホタテの貝殻の上に土をのせて、またその上にホタテの貝殻を砕いてのせて、今上に出ているのは道路から上になっている部分で、その部分を撤去するというふうな認識で行政側は答えています。私は直営でやっていた平成5年から出た貝殻を不法投棄していたと、行政主導でということの前から何回も言っていたのです。それでも皆さんはそうではないと答える。

そこで、市長にちょっとお聞きしたいのですけれども、まずは今掘った後の層、土とホタテの貝殻がまざっている現状の報告を聞いているのかどうか。

もう一つ、以前経済部長がホタテの貝殻は有価物であり、不法投棄ではないと答弁しております。土の下に今現在埋まっている貝殻、部長も見ていると思いますが、それは有価物と言えるのかどうかお答え願います。

もう一つ、地下に埋まっている貝殻の所有者、先ほど脇野沢庁舎所長は、直営で平成5年から平成15年までやっていると言っていましたので、所

有していたのは旧脇野沢村と認識していますが、それでいいのかどうかお答え願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 以前に有価物であるという答弁をいたしてございます。ただ、その際に同じ答弁の中で、土とまじったものについては有価物として処理できないものは廃棄物としてとらえますというふうな答弁もしてございます。その考えは今でも変わってございません。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 直営時代のものは、市で処理しなければならないものと、そう思っております。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（齊藤孝昭） いいですか、直営で作業して加工で出たもの、ホタテの貝殻は直営で処理しなければならないものかと考えると。ということは、お金、税金を使って撤去するのでしょうか。そういうことになりますよね。税金を使って撤去するそうです。ということは、これからも予算要求があると思いますが、それはどれぐらいを見込んでいるのか。

そして、経済部長が今話しました廃棄物と認めるということでありましたが、廃棄物だとすると、不法に投棄されたものになりませんか。お答え願います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず、有価物であるか否かの判断でございますが、現在このホタテ貝殻の加工を実施しております業者のほうといろいろな情報交換等を行っているわけですが、土がどの程度入ったものが有価物として処理できるのか、これはまだ結論が出てございませんので、ただちに土がまじったやつすべてが有価物でないという判断になるのかどうか、今後より一層検討が必要かと思っております。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） まず直営時代に残った部分につきましては500トンということで、我々企業組合との話し合いでそのように取り決めをしたところでございます。それを有価物として横浜町の日本シェルテックさんのほうにまず引き取っていただきたいということで我々は考えております。

今はまだはっきりした工程がちょっと不確定なのですけれども、6月の時点で算出した段階で約150万円程度の経費が必要だろうということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（斉藤孝昭） 脇野沢庁舎所長にそんなことを聞いているのではないのです。土の中に埋まっているホタテの貝殻も、直営でそこに捨てたのだったら直営で撤去するのですというふうな答弁をしたので、ではその全部撤去するために幾らかかるのですかと聞いたのです。

もう一つ、経済部長、これから検討するということがあります、いいですか、土とホタテの貝殻がまざっているのを有価物か有価物でないかという判断をこれからするということがあります、それ見ただけでわからないですか、見に行っただけでしょう、部長だって。見ていますよね。見て、これは何か使えるなと思っているのですか。思わないでしょう、あれ見たら。市長もぜひ見に行ってもらいたいと思います。これほどの多くの量を捨てていたのだなど。ここの脇野沢地区の不法投棄については、当初から捨てたとか捨てないとか、そういう問題ではなくて、何でこんなことをしなければならなかったのか。市長がよく言っていますよね、行政のモラル、モラルの醸成、法令遵守、それがうまくできなかつたからこんなことになっているのです。だから、物がどうのこうの

ではなくて、私が一生懸命質疑、一般質問しても、部長級の皆さんは何とかして逃げようという答弁をするのです。だから、次々にこんなことになるのです。そこをちゃんとしっかりやってください。もう一回聞きますけれども、今のホタテの貝殻、私は不法投棄と主張しますが、どうですか、経済部長、不法投棄ではなくて、当然仮置きしていて、それは有価物だというふうに答えますか。

もう一つ、撤去は私の一般質問の約束どおり、今年度中にすると答弁していますから、できるのですか、答えてください。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず有価物であるかなしかということでございますが、斉藤議員ご指摘のとおり、土が入っているものは加工場のほうの洗浄作業でどの程度落ちるのか、それらも含めまして検討が必要だという考えです。ただ、一般的には、私どもは以前に答弁しましたとおり、土とまじったものは有価物でないだろうというふうなお答えをした経緯があると思います。

○議長（村中徹也） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（片山 元） 平成21年度中には無理だと考えております。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番新谷功議員。

○6番（新谷 功） この脇野沢赤坂地区の不法投棄問題、私も初めからかかわらせてもらってきましてけれども、随分迷走しているなど。内容が内容であるから、それもいたし方ないところがあるのではないかと、私はこう理解しておるのですけれども、そういう経過を経て、先ほどから鋼矢板の工事が、今月の30日でもって終わるということで、鋼矢板を打つというのは、その不法投棄されたごみの中から悪い水が下のほうに流れていかなないようにする遮水工事だと、そういうことですが、それでそうやっとなら。さらには、10月6

日付で廃棄物の撤去事業の実施設計を発注したと、契約したと。

そこでお伺いしますけれども、この実施設計の内容をお聞きしたいと、このように思うわけです。例えばこの実施設計の前に我々に提案されたのは撤去工事、3通り提案されたと。そのうちで6,000万円ぐらいの今の計画が提案されて、それに伴って実際実施設計ではどうなのだと、それで発注したと思うのです。それが今年度中に上がってくるわけですが、そこでさっきから議論になっている市長と部長の答弁の食い違い等も指摘されておるわけですが、3カ年でもって部長は撤去したいと。この3カ年の根拠というのは何かあるわけですか。私は、予算の関係で、3年間に分けてやらなければ、財政上の問題からいってそうなのか、あるいはこの不法投棄されたごみは何年、いつまでに撤去しなさいという県のほうから何かあっているものやら。随分県と廃棄物対策課のほうでいろんなやりとりをしましたよね。それを私見ているのですけれども、その3年間の根拠、もしできれば、遮水工事を行っているから、是が非でも3年でやらなければならないということではなかったら、その被害を食いとめる工事をしたものであるから、少しこれを無理しないで、それが許されるものであれば、3年のものを5年でも10年でもという考え方が成り立つかどうかも含めて、部長、ご答弁ください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず、実施設計の工法という部分ですが、分別搬出撤去工法、これは議会の答弁でも申し上げていましたけれども、優位性があるし、現在の法律、またむつ市の条例とかも照らし合わせて循環型社会と、こういうものを形成するにおいてはこの分別搬出撤去工法というのが一番適正ではないかということです。ちょっと飛びますけれども、10年というお話も出ま

したけれども、そうすると安定化工法でも10年で多分できます。そうすると、安定化工法ですと、これが金額目線でいいますと10億円という話もされておりましたので、そうすると、ただ10年置いておくだけで10億円がかかってくるのかなというふうな考え方も持っています。

あと3カ年の部分ですが、ちょっと現在やっている鋼矢板、またはシートによる遮水という部分ですが、それについてはシートそのものの耐用年数、UVカットしたポリエチレンシートと聞いていますけれども、保証期間が3年と聞いております。そうしますと、3年後にまた取りかえなくてはいけないとなっております。

いずれにしても、今問題を抱えていますそこにある不法投棄、自治体が不法に投棄したというふうな事実が残っている。それについては、廃棄物を所管する我々部署としては、これは不法投棄、小さい部分で不法投棄しているものもいっぱいありますけれども、これについても既にその辺のところは責任者を追及して、その不法投棄を早目に撤去するというやり方をしています。当然自治体がやったものについても、廃棄物についてはなるべく早期にと、これも議会のほうで答弁していますけれども、早期に撤去していくというふうな、また原状回復していくというふうな話をしていきますので、そういう意味からして、3カ年というふうなところで見えています。

また、3カ年については、5年、6年、10年という話になりますと、その間にここに、先ほど議員が指摘されましたけれども、鋼矢板による遮水をしていますので、水処理もしていかななくてはならないと思います。そうすると、水処理をしての撤去となりますと、その水処理について余り長い期間を置きますと、その水処理施設、私も10月19日に県境のごみの撤去作業を見てきましたけれども、水処理施設も生半可なものではないと。あそ

こは恒久的な施設に当たりますけれども、我々は恒久的な施設ではなくて、仮の施設ということを考えています。そうしますと、仮の施設ですと、借りる、またリースするとなりますので、そのリース費用等を考えますと、やはり余り長い期間を置くのは財政上の効率性からいってもよくないのではないかというふうな考えを持っています。

あともう一点、県からどのような話ということがございましたけれども、県には毎月報告はしております。この水質の検査とか、もろもろの進捗状況を報告してございます。最初、去年ですか、県からの最初の報告の後の指示は全量撤去と。撤去契約、搬出計画ができれば報告してくださいというようなところはいただいています、文書は。それ以降の指示等はございませんので、この搬出等が決まりますと搬出計画を提出すると。また、それについて県から何らかのものがあれば、それに対応していくという形で進めたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） 不法投棄であるから、速やかに撤去すると、撤去したいと、そのとおりでしょうけれども、そうすれば、3年という特別な根拠、県の指導で3年以内に撤去しなさいということでもないのですね。わかりました。

いずれにしても、これはこういう内容のものであるから、撤去はしなければならぬでしょうけれども、付近住民、あるいは陸奥湾のほうにそういう影響が出ないように、鋼矢板によって遮水工事を施している、そしてさらには上には雨水が入らないようにキャッピング工事をやっている。これは、部長、今あなたおっしゃったとおり、ビニールシートだから、耐久性もある、でもビニールシートはそんなに高くないと思うのです。これは、そういうふうなことで速やかに、早急に撤去

するというご努力をしていただきたいと、このように思いますけれども、市長、何かお考えがあれば。ありませんか。部長、何かありましたら。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本日の行政報告の中で、各議員からお話を伺いましたので、それらも総合的に勘案して、この実施設計を受けた後の対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。14番 菊池広志議員。

○14番（菊池広志） 今お話の中にありました、これ出るのではないかなと思ったのですけれども、出ないので、私からちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

廃棄物撤去事業の実施設計にかかわる業務委託契約、これ幾らでなされたのですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 契約金額は472万5,000円でございます。委託期間は、平成21年10月7日から平成22年1月29日までとなっております。受託者は、日本上下水道設計株式会社青森出張所でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（菊池広志） それともう一点、先ほど水処理の話がちょっと出たのですけれども、水処理施設、それは幾らぐらいかかるのですか、その水処理ということであれば。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 仮設の水処理で、1日70立米ほど処理するというご想定でございまして、それが3カ年で7,300万円ほど、これは粗々でございまして、前の調査のときに業者から出してもらった部分でございまして、実際その部分につ

いて見積もりをいただいておりますので、金額的にはその計画ということでとどめさせていただきます。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（菊池広志） 先ほどお聞きしました実施計画、これだけで472万円、今度搬出するための工事等々が入ると、これからまたそれ以上のものがかかってくるわけでございます。

また、水処理についても、おおよそではありますけれども7,300万円、私はもっと超えると思えますけれども、3年間で撤去をしたいと、でも水処理もしなければならぬ、それから計画的にこれを進めていくというようなことでありますが、すべてにおいて非常に高い金額なのです。水処理といって、こちらのほうには全く水処理は書いていないのです。でも、計画の中で7,300万円かかるものが、おおよそです、これ以上かかると思うのですけれども、7,300万円のものが全く記載されていないと。今話ししたら、水処理の計画もあると。であれば、3年間で撤去するのに水処理を3年間、何でやらなければならないのかということも考えられるわけです。

それで、遮水工事をしているのであれば、水処理を、その部分でやらなければならないというのは、これどうも私理解できないのです。撤去作業をして水処理をすると。どういって撤去作業をしながら水処理するのかということが非常に考えづらいのです。撤去作業をしているのであれば、水処理は要らないのではないですか。それはどこの方が話したのですか。業者が話したものを部長が全部聞いて私どもに話ししているけれども、先ほどから全部意見を聞いていますと、我々は何とか安い金額で、この財政状況を考えると安い金額で、また延ばしてというの、その辺を考えているわけです。私どもも何度か部長とも話ししましたし、ただ部長、なかなか聞き入れて

くれない。自分の意見が正しいのか、日本上下水道設計がよほどすばらしいのかわからないけれども、いろいろ話をしてもなかなか部長には聞いてもらえないというような感覚で私とらえていました。

そのことについて、何で水処理の部分が全く抜けていたのかも説明しながら、3年間でやるのですか。先ほど同僚議員の馬場議員が聞いたときには、検討しますという話だったけれども、また3年間に戻ってしまったのですよね。市長と部長の意見が違えば、これ困ったものですよ。今の日本の首相と外務省の違いと同じで。そのところ、はっきり教えていただきたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来お話をしておりますように、今実施設計が1月の末には出てまいります。その段階で、十分こちらのほうの、今各議員からのお話もございました。できるだけコストダウンをしなければいけない。そして、できるだけ財政状況にも影響のないやり方、そういうふうなものをもろもろ検討を重ねまして、そしてまず分別撤去という、これ基本の前提でございます。そういうふうな中で、どこまでこのコストダウンができるのか、もろもろこれからじっくりと、今その関係の会社だけかというふうなことではなく、またコンサルに頼むと、それなりのお金がかかってきますので、我々自らが、担当部が懸命にそういうふうなところも研究を重ねて、どれだけコストダウンできるのかということで今後議会のほうにお諮りをさせていただきたいと。3年ということ、ただちにというふうなこともひっくるめまして検討を十分重ねていきたい。しかしながら、そのかけているシートの耐用年数が3年というふうな部分もありますので、それらを勘案しながら、今後議会のほうにお示しをさせていただきたい

と、このように思っております。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 菊池議員のお尋ねに単刀直入に答えたために、ちょっと誤解を招く説明不足がございました。

先ほどの7,300万円についてですけれども、金額は見積もりをもらったわけではありませんし、また実施設計のものでもらったものでございませぬ。ずっと以前の、ことしの2月かそこら辺の報告だと思えますけれども、その部分でお答えしたもので、それはこの撤去工にかかる中に含まれております。例えば分別搬出撤去の場合6億2,000万円という話で、そのうち市の最終処分場を使用した場合は4億7,000万円だと。それで、もう一度廃棄物の処分先として最終処分場を建設する場合は1億5,000万円含んだということで、4億7,000万円と1億5,000万円を合わせて6億2,000万円という話です。この6億2,000万円の中に含まれるものがこの水処理という部分でございしますので、決して上乘せだというふうな、または金額がどんどん膨れ上がっているという説明ではないというふうなところで答弁させていただきます。

あと、私と市長と云々という話がございました。それは全然ございませぬので、そこのお尋ねの要旨について答えただけであって、来年云々という話についても、これは今市長が言ったように、私の答弁が不足しましたけれども、実施設計を見ながらということで最初にご説明したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 明神川の問題であります、

一向に改善しないということで、ここの部分、柳町近辺の下水道はかなり整備されたと思えますので、それなりにつなぐ世帯がふえてきているかと思うのですが、そこの状況を教えてもらえればなということが1点目です。

そして、あと明神川に接する世帯への市の啓蒙といえますか、なるべく川を浄化するために下水道をつないでほしいというか、そういう啓蒙の体制はどういうふうになっているものかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず、下水道についてでございますが、今田名部地区、明神川の周辺でございませぬけれども、大分下水道の本管が整備されております。これからうちのほうで接続依頼とか、こういうものをどんどん進めていかなければならないということで、今整備ができた状態ですので、これからどんどん接続していただくために我々が戸別訪問でも何でもして歩くというような形でございます。

あとは、通称親不孝通りという部分については、まだ整備されておられませんけれども、ここも間もなく整備して浄化に励んでいきたいというふうにご考えております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） としますと、まだ接続している世帯はゼロということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 申しわけございません。個別の戸数については、まだちょっと把握してございません。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについ

て質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。20番馬場重利議員。

○20番(馬場重利) 下北半島縦貫道路、さらにはJR大湊線、もう20年来この要望活動をずっと続けてきた。私も議員生活14年、その中でほとんどこの問題についての要望活動をともにしてまいりました。だけれども、決してその成果が見られたということを私は感じておりません。

これからの要望活動でありますけれども、実は7月に東北地方整備局に下北半島縦貫道路の件で要望をした一人として感じてまいりましたが、今の民主党政権で、つまり道路については費用対効果、B/Cという言い方をしておりましたが、費用対効果を十分に検討したうえで、効果のないところに金はかけないよと、これが前提だという、全く後ろ向きな東北地方整備局の課長でしたか、お話を受けてきたわけです。これどうしようかと、今後。こういう従来のままで、ただ名刺持って行って要望するだけで果たしていいのかと、視点を変えるべきだと、私はそう感じてまいりました。市長はどのように考えておりますか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 下北半島縦貫道路の要望活動の点だと思いますけれども、私も先般政権交代

後に東北地方整備局及び国土交通省本省、そして議員会館等を一回りさせていただきました。従来の形でさせていただきました。しかしながら、非常にその部分におきまして、さま変わりしたなというふうな思いを実感として感じました。現与党の考え方、窓口をどうするとか、要望活動はどこでまとめるとか、そういうふうなものがさまざま報道されておりますので、それらを1つずつ確認をしながら、あるべき要望活動の形にやはり変えていかなければいけないのではないかと、このように思います。

また、B/Cの問題、単にB/Cだけの話ではなかなかこの下北半島縦貫道路、非常に厳しい状況にあると思います。そこには物流の問題だとか、それから医療の問題だとか、また子供たちの教育の問題だとか、さらに観光というふうな非常に大きなテーマを我々この地域が抱えているわけですので、そういうふうなところにもやはり目を向けてもらうような要望活動、これがこれから必要なのではないかなと。ただ、その要望活動自体がさまざま今状況が変わっておりますので、それを注視しながら活動は続けていく必要があると、このように認識をしております。

○議長(村中徹也) 20番。

○20番(馬場重利) 下北半島縦貫道路の接続路線である上北道路、あれも何か情報によれば凍結という、はっきりしたわけではないと思いますけれども、そういう線が濃厚だと聞いておりますが、そうなりますと、ますます下北半島縦貫道路が危ういと感じざるを得ないわけであります。私先ほど視点を改めてと申し上げましたけれども、何かアピールするのがあるはずだということでひとつ市長には頑張っていただきたいと思っております。

さらに、JR大湊線の件でありますけれども、ようやく下北駅前広場の整備が終わって、終わってというか、今終わるのですね、今月いっぱい

終わるような状況でありますけれども、あれに6億円もかけて下北駅前整備をやったと。JRがありがたいのか、ありがたなくないのかわからないけれども、ひとつ下北半島の住民の足を考慮に入れて継続してほしいと願うばかりであります。

来年の12月に東北新幹線新青森駅が開業になるということをとらえて、これから下北住民はこの新幹線の恩恵にあずかるためにどうすればいいのかと。今は八戸への直通が2本出ています。今後JRが今度青い森鉄道にいわゆる連結してもらうための折衝がこれから始まるだろうと思うのでありますけれども、これはもうJR路線から外れるわけですから、今度は青い森鉄道とJRとの交渉になるだろうと。恐らく今の青森駅と新青森駅も今いろいろやっているようですけれども、我々下北住民が、地域住民が新幹線を利用するに当たってどれが一番いいのか。どういう方法で折衝していけばいいのか、JRに働きかけていけばいいのか。あるいは、青い森鉄道にも働きかけなければならぬのか。その辺のところ、今後どうしようかと。市長にお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど下北半島縦貫道路の件で視点というふうなことがございました。私は大湊線の問題で、東北新幹線新青森駅開業のときに、この前も知事との要望活動の場面もございました。また、JR東日本盛岡支社長との場面もございました。私は、やはりその視点の部分では下北住民ということも当然大事ですけれども、中央からの視点でいかに下北に来やすい状況をつくるか、つまりいかに下北に来やすい状況ができるかと、そのシステムをつくると、当然下北住民、圏域住民も行きやすくなるわけですので、そういうふうな視点で考えるならば、新青森駅で中央から来たお客さんがおりて今の青森駅で乗りかえということは、中央の方々、なかなかこの下北には足

は延ばさないだろうと、こういうふうな視点を再三お話をさせていただいております。そういうふうな形で、新青森駅と大湊線での直通列車、そしてまたリゾート列車、この計画も今進んでおるわけでございますので、先般JR東日本盛岡支社に要望活動に行った際に、期待を持っていいのかどうか分かりませんが、1面2線化というふうな表明がございました。つまり東北新幹線新青森駅の1つのホームの中に2本の線を引くと、こういうふうな表明がございましたので、その1本を直接下北のほうに向けていただくべく要望活動、これは最後まで頑張っていかなければいけないだろうと、このように思います。さらに青い森鉄道に対しても十分要望は我々担当として行っておりますので、新青森駅から青い森鉄道で来て、直通で今度大湊線に入ってくるわけですので、そういうふうな連絡の高さ、これを懸命に要望を続けていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（馬場重利） ひとつ頑張ってくださいと思います。

現在青森直通、それから八戸直通という形で大湊駅から出ているわけですが、今後来年の12月を想定したときに、果たしてどっちがいいのかと。どう考えたって、これは八戸を利用するというパターンが一番いいだろうというふうには私は思うのですが、両てんびんかけるのではなくて、もう新幹線利用は八戸に重点を置いてJR大湊線のほうに、JRのほうに直通の列車は大湊―八戸線の本数をふやしていただきたいという形での要望が一番いいのではないかと。両方2本ずつとか、今2本ずつになっているようでもありますけれども、そういうことではなくて、利用度を考えれば、八戸の利用のほうが便利ではないのかなと。そういう点に絞ってひとつ運動していただいたほうがいいのではないかとこのように思うので

ありますけれども、この件に関してはいかがでございますか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

馬場議員の新幹線の開業による恩恵をどのように受けるかという議論でございますが、先ほど市長が申しました背景の中で、るる関係筋に要望等を重ねていくということには、基軸としては変わりはないと思っておりますが、まず要望の点では、ご高承のように青い森鉄道、それとJR、青い森鉄道はいわゆる上下分離方式ということで、運行のほうは青い森鉄道、下のレール初め鉄道資産は県が所有するわけです。したがって、要望先とすれば青い森鉄道のみならず、県、そしてJRと、こういうこれまでのスキームで進めていくということで、先ほどの市長の答弁のとおりだと思います。

それと、今馬場議員がおっしゃられました下北で便益を受ける場合に、両てんびんで云々というお話がございましたが、現在9月の段階で新幹線の二次交通等について、全県下において協議する場が二次交通等整備のための協議会という組織が県の主唱のもとに立ち上がったところでございます。この今後の流れといたしまして、12月末あるいは3月末ということの一つの目安にしまして、各圏域のほうに新幹線の拠点駅から各圏域の結節点、これまでの部分と、それと各圏域の結節点から少なくとも旧67市町村に行きわたるようなアクセス網の整備のあり方、これらについて、今お話し協議会である検討をしていくと。追って、当地域にも行政、あるいは関係の交通事業者等々に意見を聴取に参るという手はずになっております。その中で両てんびんをかけるのは云々というお話がございますが、やはり先ほど市長申しましたように、この種の中には生活交通の、つまり足という問題がございますので、通勤通学初めいろ

んなビジネス、それからいろんな生活の中での用事、それから観光交流という要素もございますので、双方向で考えなければならないものと思っております。つまりこちらの地域から青森に行ったり、あるいは八戸に行ったりと、あるいは七戸十和田駅に行ったりと、その逆も当然あるわけでして、そういったところを双方向を念頭にしたうえで下北に便益が行きわたるという観点で申した場合には、決して単一の交通モードだけで語れないだろうと。つまり鉄道も利用する、あるいは航路で来る場合もある。それから、バス交通で来る場合もある等々がございますので、いろんな選択肢の中で行政とすれば、その利用ニーズを踏まえたうえで用意していくべき立場にあらうと思っておりますので、そういう趣旨でこの二次交通等の協議会が立ち上がったということでお答えにかえさせていただきます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 懲罰特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 新谷泰造議員に対する懲罰動議を議題といたします。

本件に関し、委員会における審査の結果につい

て、懲罰特別委員長から報告を求めます。懲罰特別委員長。

(18番 山本留義議員登壇)

○18番(山本留義) 懲罰特別委員会委員長報告を申し上げます。

むつ市議会第201回定例会において、本特別委員会に付託されました「新谷泰造議員に対する懲罰動議」について、委員会での審査が終了しましたので、会議規則第40条の規定により、その審査結果をご報告申し上げます。

本特別委員会は、9月16日に10人の委員をもって組織され、以後、10月20日、10月30日、そして11月19日の3回にわたって慎重に審査いたしました。

また、10月30日の委員会では、新谷泰造議員からの申し出を受け、一身上の弁明を許可したところであります。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおり全会一致で懲罰を科すべきものと認め、その処分は地方自治法第135条第1項第1号の規定に定める「公開の議場における戒告」とすべきものと決定いたしました。

なお、戒告文については、議員皆様のお手元に配布しております委員会審査報告書に添えてありますので、ごらん願います。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(村中徹也) これでは懲罰特別委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより懲罰特別委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で懲罰特別委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。新谷泰造議員から、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありました。

本件については、起立により採決いたします。

新谷泰造議員からの申し出である一身上の弁明を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者0人、起立しない者20人)

○議長(村中徹也) 起立者ゼロでございます。よって、新谷泰造議員の一身上の弁明を許可しないことに全会一致で決定しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 懲罰特別委員会委員長報告に対して反対討論を行います。

今回の懲罰の理由には、むつ市議会第201回定例会での一般質問において議会運営のルールを無視して質問を行ったとありますが、これはその場で、もしこういうことがあるのであれば、きちっと議長が正常な状態に戻すというのが求められるものであり、私がお手元で一緒に同席している中で、新谷泰造議員の言動を見る限り、議長の許容の範囲の中で議会の質問をしたなというふうに思っております。

そしてまた、その後に懲罰理由としては、議場を騒然とさせ、著しく議場の秩序と議会の品位を乱した言動、行為は重大な問題であるとも述べて

おりますが、これについてもその場で、もし乱したのであれば、議長がきっちり乱した行為を指摘して直させるということをするだけでいいだけの問題であり、また当時の状況を考えるならば、議長の裁量の範囲の中で本人の言動、行動はおさまっていたかなというふうに思います。にもかかわらず議長以外の議員からこういう形での理由で懲罰動議をかけるということ自体が、逆に異常なのではないかなというふうに思いますので、本懲罰特別委員会委員長報告に対して反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

新谷泰造議員に対する懲罰については、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により、新谷泰造議員に公開の議場において戒告の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者3人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、新谷泰造議員に公開の議場における戒告の懲罰を科すことは可決されました。

ここで、新谷泰造議員の入場を求めます。

（2番 新谷泰造議員入場）

○議長（村中徹也） ただいまの議決に基づき、これより新谷泰造議員に対し、懲罰の宣告をいたします。

新谷泰造議員に公開の議場において戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読いたします。

新谷泰造議員に起立を命じます。

むつ市議会第201回定例会での9月11日における一般質問において、議会運営のルールを無視して質問を行ったことで、質問と答弁がその体をなしておらず、議場を騒然とさせ、著しく議場の秩

序と議会の品位を乱した言動、行為は重大な問題であり、議員の職分にかんがみ、まことに遺憾である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成21年11月27日、むつ市議会。

新谷泰造議員は、着席して結構です。

これで新谷泰造議員に対する公開の議場における戒告を終わります。

◎日程第5～日程第7 議案一括上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から日程第7 議案第86号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました3議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県に対する県職員の給与に関する勧告にかんがみ、市職員に適用される給料表、住居手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第85号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市職員の期末手当に係る支給割合の改定を勘案し、私を初め副市長及び公営企業管理者並びに教育委員会教育長の

期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第86号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、前議案と同様の理由により、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

以上をもちまして、上程されました3議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました3議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8～日程第10 議案質疑、討論、採決

◇議案第84号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、今回の給与減額、これの総額はどのくらいになるものかということです。いろいろ聞くと、来年の分までも対象としているようなところもありますので、とりあえず今年度、来年3月までの分の減額の総額で、手当とか本俸も含めてお知らせ願えばなというふうに思います。

次ですが、こういう減額、ことしは夏にも4,800万円ぐらいでしたか、市の職員だけ減額になって、やはりかなり地域経済、これを冷え込ませる大きい原因になっているのかなというふうに思うのであります。この点について市長としてはどのように考えているものか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この給与の減額につきまして、地域の経済にどのような影響があるのかというふうなお尋ね、2点目でございます。その部分についてお答えをさせていただきます。

少なからずあろうかと、このように思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 減額の総額ということでございますけれども、ご存じのように、このたびの勧告に伴います主な改正点につきましては、行政職給料表で平均0.24%の引き下げ、これは平均いたしますと、当市では1人月およそ600円程度ということになっております。

2つ目としては、自宅に係る住宅手当を平成21年12月から廃止するというので、これは現行3,000円が支給されているわけでございますけれども、これが廃止ということでございます。なお、借家の場合は従来どおり住宅手当が支給されるということでございます。

それから、3点目は、期末勤勉手当あわせて職員は年0.3月分減額となります。ただし、これは6月に暫定措置として0.2カ月分減額しておりますので、この12月の分につきましては0.1月分と

いうふうになります。

それから、特別職及び議員につきましては、勤勉手当ございませんので、年0.25月分減額ということで、これも6月に0.15月分減額になっておりますので、この12月については0.1月分というふうになってございます。

その削減額ということでございますけれども、給料分についてはおおよそ200万円、12月分だけです。4月にさかのぼるのですけれども、今年度分です。それから、住宅手当については12月からの廃止ということで、これはおおよそ300万円になります。それから、期末勤勉手当、これにつきましては約2,500万円で、合わせまして約3,000万円ということで、年額ということになりますと、6月分のもを入れますと、ほかの要因も、共済負担率の上昇とか、そういうふうなことでプラス要因もありますし、それから人事交流、配置転換等の減額要因もあるわけですが、そういうのもろもろ合わせますと1億4,200万円程度ということで、勤勉手当等だけですとおおよそ8,000万円、6月が5,000万円、今の12月が3,000万円というふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） そこで再質疑ですが、トータルだけ言いますと、今年度で1億4,200万円の減額で、かなり大きい金額だというふうに思います。そこで、この減額は何か職員の仕事がまずくて減額になったわけではなくて、一生懸命やってもこういうふうに減額をされるというのは、それなりに何かかかりするというふうな面が大きいと思うのです。ですから、こういうものがあるけれども、市のほうの対応として、ただ給与を減額するということを機械的にやっているものかどうか。それとも、このぐらいになるけれども、士気を高める何か手だてというのをやはり私は市としては持たなくてはいけないのかなというふうに思

うのです。そのこのところの市長のお考えをお聞きしたいと。

そして、次の地域経済のほうですが、市長は少なからず影響はあるというだけの答弁で終わりましたが、やはりこういう動きはこれからも何となくどんどんやってくるような気がするのです。そこで、本当にこういうマイナス要因を解消するような地域経済というのを市長はこれからも本当に真剣に考えなくてはいけないなというふうに私は思っております。そういう意味でのこういうマイナス要因を解消するような手だてというのを市長としては何か考えているのかということ。

例えばもう少し具体的に言うと、今現在管理職手当が一定減額されていますよね。だから、やはりこういう国のほうで、人事院勧告で決めたこのマイナス要因を少しでもカバーする意味で、今市独自で減額しているわけですから、こういうのをもとに戻すというふうな形の施策も必要ではないかなと思いますので、その考え方もお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3点ほどのお尋ねだったと思いますけれども、ちょっと総括的な形でのご答弁をさせていただきたいと思います。

一生懸命やっても減額していくということで、どういふふうな形で市職員を精励の形に進めていくのかというまず1点目だと思うのですけれども、これはやはり皆さん方の貴重な税金を我々職員、私どももそうですけれども、給料としてちょうだいをしているわけです。その意味では、やはりモチベーションを常に高めて、市民のための公務員であると、我々も非常勤特別職、また特別職であるというふうな形で常々市民奉仕の気持ち、これを持ち続けるために常に声をかけ、そして市民目線に立って行政を進めていかなければいけないと、そういうふうな形でのマインドの部分でや

はりモチベーションを高めていく手法、これしかないのではないかなと、このように思っています。

また、地域経済に対してのマイナス要因ということですが、先ほど少なからず影響はあるのだろうかというふうなことです。少なからず影響はあるだろうというふうなことを答弁させていただきました。これはやはりひとえに地方に来れば来るほど官民格差というふうなものが非常に大きな課題であろうと思います。その部分で、こういうふうな景気が冷え込んでいる中、そして民間のほうでもボーナスが出ないだとか、給料削減だとか、そういうふうな形の中で、公務員だけがこの現状のままの給料をちょうだいするというふうなことはなかなか市民の皆さんのほうでは、国民の方々も納得し得ない部分がやはり少なからずあろうと、私はこういうふうな認識しております。つまり本当に私も心苦しいのではありますけれども、こういうふうな意味では、その法の趣旨にのっとった青森県人事委員会の勧告、これを尊重せざるを得ないだろうと、こんな思いをしています。

さらに、では地域経済をどうするのかというふうな部分、これは少なからずマイナスはあるわけですが、やはりマインドの部分でしっかりと、余りにも給料が削減、削減と、こういうふうになりますと財布もかたくなりますし、しかしながら市といたしましては、さまざまな部分で事業の展開をしております。おかげさまでこの庁舎もことしの正月から工事が入り、そして学校の建設だとか、それからさまざまな社会的インフラの基盤整備ということでは、さまざま国の1次補正、2次補正、そういうふうな中で経済対策という一つの大きな柱のもとで行政としてはさまざまな仕事を出させていただいておりますし、雇用状態、この部分でも国の政策と相まって緊急雇用対策というふうな部分で、さまざまな手を打っていると

ころであります。しかしながら、一方で管理職手当、この部分をもとに戻すべきでないかというご趣旨ですけれども、この部分においては、今のむつ市の財政状況、ともに苦しみを分かち合って、自らを律してこの財政を立て直さなければいけない、そういう思いで今取り組んでいるわけでございます。その部分において、横垣議員も予算のほうではいつも反対をしておるわけでございますけれども、我々はそういうふうな意味で、地域に対しての経済の底支えをするというふうな部分での施策も展開をしております。どうぞその部分でご理解をいただければ、また今後の補正予算等、そういう部分では地域の経済の底支えというふうなことで手を打っておりますので、そういうところでぜひ予算のほうにも補正予算のほうにも賛成をしていただきますようお願いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 地方に行けば行くほど何か格差があるような、そういう表現をいたしました。市民の理解を得るのは難しいというふうな表現もありましたけれども、やはりここの部分はちょっと考え方が違うというか、なぜそういう発想になるのか。こういうふうな公務員の給与が減ることによって、民間の給与もまた減らされる原因をつくってしまうのですよね。それを今是正するような言い方をしたけれども、これを受けて、また民間は公務員の給与が低いからということで、今でもかなり低いのがまたもうふたされてしまう。こういう状況をつくっているということを市長はどういうふうな理解しているのでしょうか。だから、格差、格差といったって、何も今生じたものではないわけですから、我々よりもっと給与をもらっている方もいるだろうし、そういう意味で公務員の給与はそれなりの水準を保って、生活がきちっと成り立つような形で計算してつくられている

ということですから、公務員が下がることによって民間も下げられてしまうということをどういふふうに考えているのでしょうか、そこをちょっと確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 民間が先か、公務員が先か、これは卵と鶏の論理になろうかと思えますけれども、これはまさしくデフレスパイラルと同じような形で、こっちが安いものを買うから給料が下がっていく、そういうふうな形の中でどんどん、どんどん悪循環が出てくると、こういうふうな部分は私は否定はしておりません。ですから、少なからず影響はあるだろうと、地域経済に。しかしながら、一方では行政としては、その地域経済を下支えするための施策は打って、さまざまな場面で予算措置をしておりますので、横垣議員、予算に対しては賛同していただきたいと、こういうふうなことをお話しさせていただいているわけがございます。ご理解ください。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、11番中村正志議員。

○11番（中村正志） 5月の臨時会でも恐らく同様の質疑をさせてもらったと思うのでありますが、人事院勧告による今回の措置ではありますが、人事院は公務員の身分を守るためのところですから、それは尊重しなくてはいけないというのは前回と同じ立場で質疑させていただきます。

まず1点目といたしまして、今回の勧告に対して市長は率直にどのように感じたのか。さっきの横垣議員の質疑と重複するかもしれませんが、再度お聞きをしたいと思います。

また、今回青森県人事委員会の県に対する勧告にかんがみということですが、それを受けまして、きょうこのように議案として提案することになったわけですが、それまでのプロセ

ス、経過はどういうふうなものをたどって今回このように提案をされたのか。

3点目といたしまして、今回の条例改正によりまして、市財政に与える影響、先ほどもお答えをしておりましたけれども、市財政に与える影響、また市経済に与える影響、また同じことになりませんが、職員のモチベーションに与える影響、そのあたりはどのようにとらえているのか。

4点目といたしまして、今回の勧告、これに従わなかった場合のペナルティーというのはどのようにとらえておるのか。

4点、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の気持ちというふうなことで、先ほどもちょっとるる一部お話を開陳させていただきましたけれども、やはりこの部分で公務員の皆さんの生活給たる給与の削減というふうなことは、本当に私自身も、私どもも本当に大変つらい思いがあるわけでありまして。また、地域経済に対する影響、これもやはりこれから歳末商戦、年末年始というふうな形での小売業、さまざまな部分での影響というのは少なからずあろうかと思っているところであります。しかしながら、一方ではその形で先ほど横垣議員にも答弁をしましたように、できるだけ地域の経済の下支えという国の経済対策にのっとった補正予算等々で極力対応させていただいておりますし、また市外また県外から来るさまざまな金融関係の方々、またさまざまな分野の方々のお話を聞きますと、まだまだむつ市は元気なほうだというふうな声もいただいているところであります。そういうふうないいところもやはりあるのではないかなど。しかしながら、一方ではかなり苦しい部分があるのも私自身承知しております。そういうふうな苦しい経済状況の中で、公務員のみがこの現況の給料の中で現給保証されるということは、なかなか市民の皆様方に

とっては受け入れがたいものがあるのではないかなど、このように思っております。本当に大変つらい選択ではあります。しかしながら、法の趣旨にのっとって青森県の人事委員会の勧告を尊重せざるを得ないものであると、このように思っているところであります。ご理解をいただきたいと思っております。

また、ペナルティーの部分ですけれども、こういうふうにかなり全国的な形で国の人事院勧告で公務員、そしてまた県の中で、地方公務員という形の中で、減額をされる中で、ひとりむつ市が勧告に応じないで現況を維持するということになりますと、あっ、むつ市はそんなに豊かなのかと、こういうふうな形にまた見られるわけでございますので、さまざまな交付税だとか、そういうふうな部分でのペナルティーとは申し上げませんが、影響は懸念されるものであろうと、このように思っております。

むつ市全体の産業の就業人口の中では、国家公務、また地方公務員合わせて3,000人ぐらいと、パーセントにすると14%ぐらいというふうなことでありますけれども、非常にその部分での経済に及ぼす影響は少なからずあるというふうな私は認識をしています。しかしながら、また繰り返しますけれども、緊急雇用対策だとか経済対策、さまざまな部分でさまざまな業界に行きわたるような地域経済に対しての政策は打っているということでご理解をいただきたいと。非常に心苦しい提案であったということは、本音を申し上げさせていただきたいと、このように思います。

その余につきましては、担当部長からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 県に対する勧告以降のこれまでのプロセスということでございますけれども、10月9日付で県のほうから要請がございまし

て、市としての方針を検討して定めまして、11月5日に組合への説明及び交渉を行いました。組合のほうからは、11月25日付でやむを得ないであろうということでの一定の理解をいただいたということで、議案としての上程ということになっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 3点目の財政的な影響について市長答弁に補足説明させていただきます。

直接的な影響という点では、人件費の減額により歳出を抑えるというプラス効果が見込まれますが、それはイコール交付税を算定する際に人件費部分の基準財政需要額も下がることとなりますので、普通交付税の減額という方向になろうかと思われま

す。また、歳入への影響では、公務員の給与減額という収入が減少されますことによる税収へのはね返り等が影響として考えられるところであります。いずれにいたしましても、減額分がそのままプラスの財政効果にということにはならないものと思料しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどちょっと答弁漏れと申しますか、モチベーションの部分のお話がありました。手前ども、私は25%今現在カットされております。カットされたからということでモチベーションは私は下がっていません。その部分で職員の皆さんには期待を申し上げたいと。つまりこういうふうな減額されたのだから、もっともっと仕事に精励して、市発展のため、市民福祉の向上のために頑張るのが公務員のあるべき姿と、私はこのように認識しておりますので、減額されたからといってモチベーションの低下はもたらさな

いものだと、このように私は職員に対しては期待をしているところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 今のお答えの中で、市財政に与える影響ということで、今回の改正によってすぐに好転を与えるものではないということで、普通交付税の減額等も考えられるというお話でございました。だとすれば、今回もし行わなかったとしたら、ペナルティーで、もしかしたら減るかもしれない、やっても減るかもしれない。どちらでも減るのかなというふうな今印象を持ったわけですが、ただ今回のこの減額は財政を好転させるために減額するものではないわけですので、そういうふうな考え方が正しいのかどうかというのはちょっと疑問があります。

また、やらなかったからといって、それでむつ市が豊かになるのかというふうな議論もちょっと当てはまらないような気がします。先ほどもお話がありましたけれども、これだけ地方の経済が冷え込む中でこういうことをしなくてはいけない、そういうのを判断しなくてはいけないというのは非常に心苦しいのでありますが、新政権は地方に大分気を使ってくれるというふうなことを言っておりますので、本当になくなった場合にペナルティーがあるのかどうかというのもちょっと疑問でありますし、そのペナルティーの部分、これは本当にあるのですか。他の自治体で本当にあったことなのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分では、実際やはり皆さん、その勧告に従ってやっているところでありますので、やらなければという、これは憶測でございませぬ。しかしながら、当然、いや、そんなに財政が豊かなのかと、国家公務員もやっていますし、地方公務員もそういうことでやるのだから、

やはり本当に残念な思いでありますけれども、従わざるを得ないと。ペナルティーという言葉は、私は先ほどできるだけ避けるというふうなことをお話をさせていただきましたけれども、具体的にペナルティーがあるかといったら、後でじわじわ来るのも、またペナルティーなのかと、そういうふうになんか懸念材料として持っています。そういう意味では、非常に心配な部分があります。そこでご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第84号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、本俸、期末勤勉手当を減額する議案でありまして、例えば12月の手当ですと、総額で2,500万円の減額ということになります。しかも、今年度は夏にも減額されまして、その夏と合わせると年間で1億4,200万円にも及ぶ減額となるようであります。こういう金額は、地域経済を冷え

込ませることは必至のものであります。

しかも、公務員の給与減額は民間の給与減額を引き起こす原因ともなります。地域経済を冷え込ませ、給与減額という負の連鎖を引き起こす本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第84号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第85号 むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第86号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11～日程第32 議案一括上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第32 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの22件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました19議案3 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第87号 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、国家公務員の一般職の職員の勤務時間が短縮されたことに準じ、市職員の勤務時間を改めるためのものであります。

次に、議案第88号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、当市の人材育成にという趣意をもって、杉山石美育英資金、青森県すし業生活衛生同業組合下北支部育英資金、三浦元直育英資金及びオキサイド育英資金の原資としてご寄附をいただきましたので、これらを育英基金に組み入れ、有効な管理運営を図るためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、利用者数の減少等に伴い、平成13年度から休止しておりますむつ市脇野沢スキー場を廃止するためのものであります。

次に、議案第90号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、高額医療・高額介護合算制度により支給される高額介護合算療養費を重度心身障害者医療費の支給額から控除することについて、

所要の条文を整備するためのものであります。

次に、議案第91号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成22年3月31日をもって用地造成事業を廃止するためのものであります。

次に、議案第92号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、平成17年3月14日の市町村合併以来、市内各地区で不均一となっております水道料金、水道加入金及び関係手数料について、むつ市水道料金等審議会から水道料金等の統一を図ることなどについての答申がありましたので、この答申に基づき、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第93号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を廃止する条例についてですが、本案は、去る9月1日の市制施行記念日において、市の花を「はまなす」、市の木を「ひば」、市の鳥を「はくちょう」と制定したことに伴い、むつ市花・木・鳥選定委員会の役目が果たされたことから、当該条例を廃止するためのものであります。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についてですが、本案は、川内第1 牧野及び川内第2 牧野の指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第95号 下北圏域介護認定審査会共同設置規約の変更について及び議案第96号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてですが、これら2 議案は、本庁舎移転に伴い、それぞれの規約に規定する審査会の執務場所を変更するためのものであります。

次に、議案第97号 下北地域広域行政事務組合規約の変更についてですが、本案は、下北地域広域行政事務組合の執行機関における組織力の向上及び連携の強化を図るため、執行機関に新

たに参与の職を設けることに伴い、組合同約の一部を変更するためのものであります。

次に、議案第98号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてであります。本案は、むつ市用地造成事業会計の廃止に当たり、一般会計において負担する用地造成事業会計に係る一時借入金の償還に要する金額から、資産の処分により見込まれる収入分を差し引いた金額に相当する額について、第三セクター等改革推進債を借り入れするためのものであります。

次に、議案第99号 市道路線の認定についてであります。本案は、中央団地19号線外25路線について、新たに市道路線の認定をするためのものであります。

次に、議案第100号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。本案は、社会福祉法人が実施する高齢者福祉施設整備に対する助成に当たり、過疎地域自立促進特別措置法に基づく財政上の特別措置を活用するため、当該計画の一部を変更するためのものであります。

次に、議案第101号及び議案第102号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、来る12月22日をもって任期が満了となります川向常寛氏、篠崎慶司氏の両氏を再任いたしたく提案するものであります。

次に、議案第103号 平成21年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、25億4,743万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は391億4,228万3,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。職員の給与の改定、配置がえ等に伴い、各款にわたり予算措置しております職員の人件費を増減調整しております。

議会費では、市議会議員に係る期末手当の支給

割合の改定に伴い、同手当を減額しております。

総務費では、青森銀行川内支店の店舗閉鎖に伴い、川内庁舎及び脇野沢庁舎の指定金融機関派出所に係る派出所派遣委託料を減額しておりますほか、育児休業、病気休暇等を取得する職員の代替職員に係る賃金を増額しております。

また、旧本庁舎の北庁舎及び南庁舎の利活用を検討するため、建物の耐震診断等に要する経費を計上しております。

民生費では、障害者自立支援給付費、ひとり親家庭等医療費給付費及び生活保護に係る扶助費をそれぞれ増額しておりますほか、前年度に交付された保育所運営費負担金等の精算に伴う返還金、認知症の高齢者を支援するサポーターの養成に要する経費、特別養護老人ホームの待機者の解消と充実した介護サービスを提供するために福祉施設の基盤整備を行う社会福祉法人に対する補助金、小規模福祉施設におけるスプリンクラーの設置に対する補助金並びに生活保護システムの更新に要する経費を計上しております。

衛生費では、決算見込みにより市指定ごみ袋製作費を減額しております。

労働費では、冬期間における新たな雇用の創出を図るための対策として県が実施する補助制度を活用した緊急雇用創出事業に要する経費及び市独自で行う雇用対策事業に要する経費を増額しております。

商工費では、景気低迷の影響等に伴う市内中小企業者の運転資金及び設備資金の需要に対応するため、信用保証料負担金を増額しておりますほか、むつ下北地域の魅力的な資源を内外に情報発信するためのネットワーク構築に要する経費を計上しております。

土木費では、一般住宅等の耐震化を促進するための耐震改修促進計画の策定に要する経費を計上しております。

教育費では、新型インフルエンザの影響により中止したジュニア大使派遣事業に係る経費を減額しておりますほか、未来を担う人材の育成を目的として現代医学の最先端技術に触れる大学医学部体験入学派遣に要する経費、小中学校における新型インフルエンザ対策として消毒液等の購入に要する経費、第一田名部小学校外2校の耐震補強及び改修工事に要する経費並びに育英基金繰出金を計上しております。

また、むつ地区体育施設指定管理において、むつ市釜臥山スキー場の積雪が前年度著しく少なかったことに伴い、指定管理料の調整を行っております。

諸支出金では、用地造成事業会計の廃止に係る繰出金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金では歳出との関連で補助見込額を、寄附金では育英資金寄附金を計上しております。

諸収入では、ジュニア大使派遣事業の中止に伴い、参加者負担金及び助成金を減額しておりますほか、歳入不足額を調整しております。

市債では、各事業との関連で借入見込額を増額しておりますほか、用地造成事業会計の廃止に係る第三セクター等改革推進債の借入見込額を計上しております。

また、旧庁舎耐震等診断業務委託及び住宅・建築物耐震改修促進計画策定事業について、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をしておりますほか、川内第1牧野及び川内第2牧野の指定管理料について債務負担行為の追加を行っております。

次に、議案第104号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、魚市場運営審議会委員に係る費用弁償の積算誤りを更正するものでありまして、歳出予算の組み替えにより措置して

おります。

次に、議案第105号 平成21年度むつ市用地造成事業会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は7,662万1,000円の減額補正でありまして、用地造成事業会計を廃止するに当たり、歳入不足額を一般会計からの繰入金で補てんしておりますほか、決算見込みにより土地売払収入等を減額調整しております。これにより補正後の歳入歳出予算総額は14億3,860万3,000円となります。

次に、報告第31号についてであります。これは、平成20年度むつ市一般会計継続費精算報告書についてでありまして、平成18年度から実施しておりました固定資産評価統合事業及び平成19年度から実施しておりました地理情報システム構築事業がそれぞれ平成20年度で完了しましたので、報告するものであります。

次に、報告第32号についてであります。これは、本年6月9日開会のむつ市議会第200回定例会において御議決をいただきました市立大湊中学校耐震補強及びその他改修工事について、校舎外壁の劣化に係る改修箇所の追加等、工事内容の一部を見直したことに伴い、契約金額に変更が生じたので、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第33号についてであります。これは、平成21年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、農事組合法人みなみ農園開発の指定管理者の指定取消しに伴い、来る12月1日からむつ市宮後牧野外3施設を市直営で管理運営するための準備等に急を要しましたので、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました19議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。11月30日から12月4日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、11月30日から12月4日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月28日、29日及び12月5日、6日は休日のため休会とし、12月7日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時45分 散会

